

# 安来地区電線共同溝 P F I 事業

## 事業者選定基準

平成29年10月

国土交通省中国地方整備局

## 目 次

第 1	事業者選定基準の位置づけ .....	1
第 2	事業者選定の方法 .....	1
1	選定方法の概要 .....	1
2	事業者選定の体制 .....	1
第 3	審査の手順 .....	2
第 4	第一次審査 .....	3
1	競争参加資格の確認 .....	3
2	代替技術提案の確認 .....	3
第 5	第二次審査 .....	3
1	第二次審査の手順及び方法 .....	3
2	事業提案の位置づけ .....	4
3	事業提案の審査方法 .....	5
第 6	総合評価の概要 .....	12
1	総合評価の手順 .....	<b>エラー! ブックマークが定義されていません。</b>
2	総合評価の計算式 .....	12
3	総合評価の模式図 .....	12

## 第1 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準（以下「本書」という。）は、中国地方整備局が落札者を決定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

## 第2 事業者選定の方法

### 1 選定方法の概要

本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）には、PFIや施設の建設、維持管理の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は第二次審査に進むための競争参加希望者の資格、実績等の有無及び代替技術提案の採用の可否を判断する「第一次審査」と、総合評価により落札者を決定する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

### 2 事業者選定の体制

中国地方整備局が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「安来地区電線共同溝PFI事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置する。有識者等委員会は、各入札参加者からの提案に対する評価案を中国地方整備局に報告し、中国地方整備局はこれを受けて、事業者選定を実施する。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。

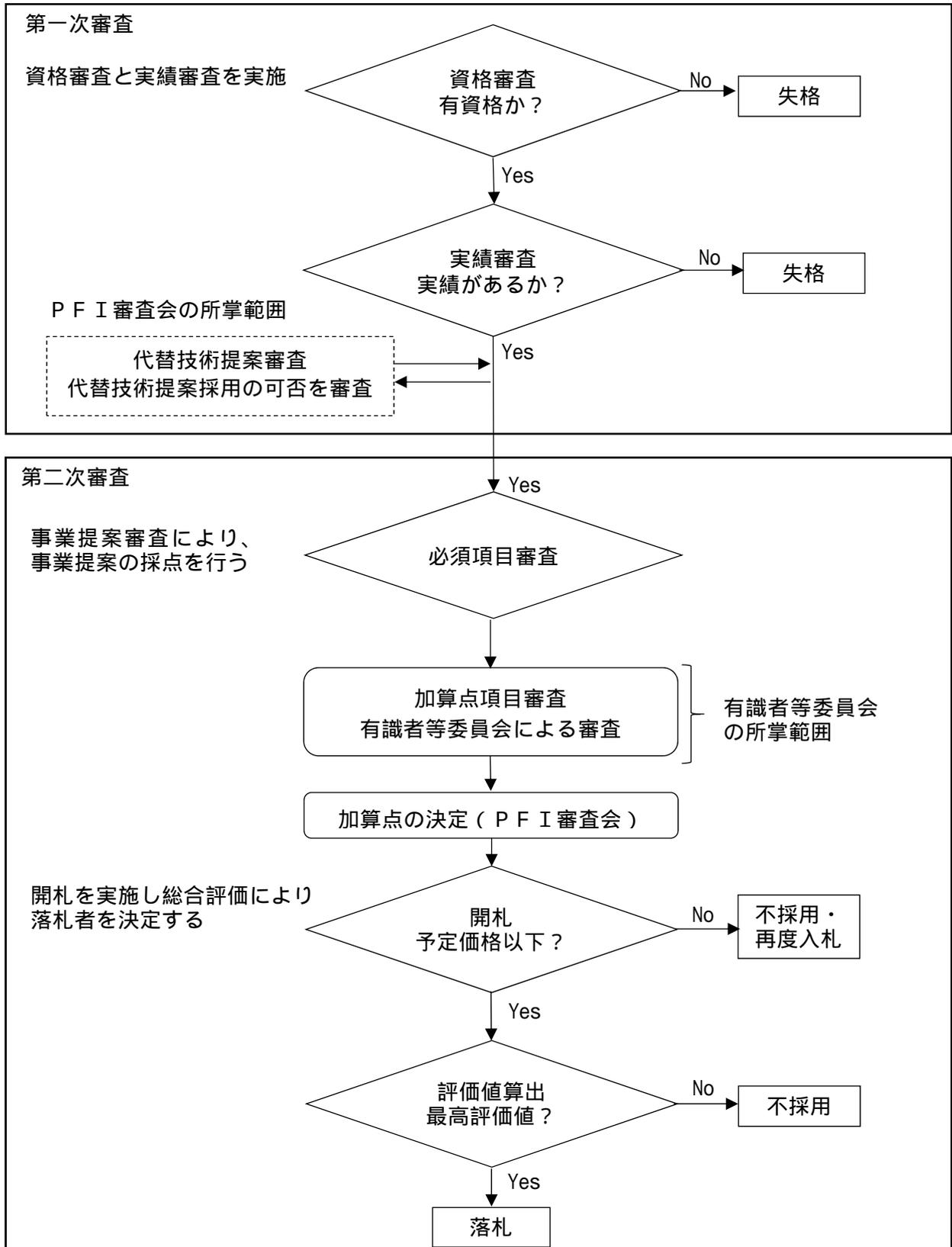
#### 有識者等委員会 委員

浅田 純作	松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 教授
飯野 公央	島根大学 法文学部 法経学科 准教授
福田 知恵	公認会計士
三浦 房紀	山口大学副学長
吉長 成恭	県立広島大学大学院 経営管理研究科 客員教授

（五十音順、敬称略）

### 第3 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



## 第4 第一次審査

第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

第一次審査の手順は以下のとおりである。

### 1 競争参加資格の審査

応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

### 2 代替技術提案の確認

応募者から提出された代替技術提案書について、採用の可否について決定する。代替技術提案の採否等の詳細は、「代替技術提案要領」（入札説明書 添付8）による。

## 第5 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

### 1 第二次審査の手順及び方法

第二次審査の手順は、以下のとおりである。

#### (1) 事業提案審査

第二次審査提出書類 提案書の提案内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

#### 必須項目審査

事業提案が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足しない場合は欠格とし、それ以外の事業提案は適格とする。

適格者には、基礎点 600 点を付与する。

なお、要求水準とは「安来地区電線共同溝 P F I 事業に関する要求水準書」（入札説明書 添付 2）及び「事業者等が付す保険等」（入札説明書 添付 4）（以下、下線部を「要求水準書等」という。）に定める要求水準をいう。

#### 加算点項目審査

事業提案のうち加算点項目について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で 400 点満点とし、各加算点項目の詳細は 3 事業提案の審査方法（3）で示す。

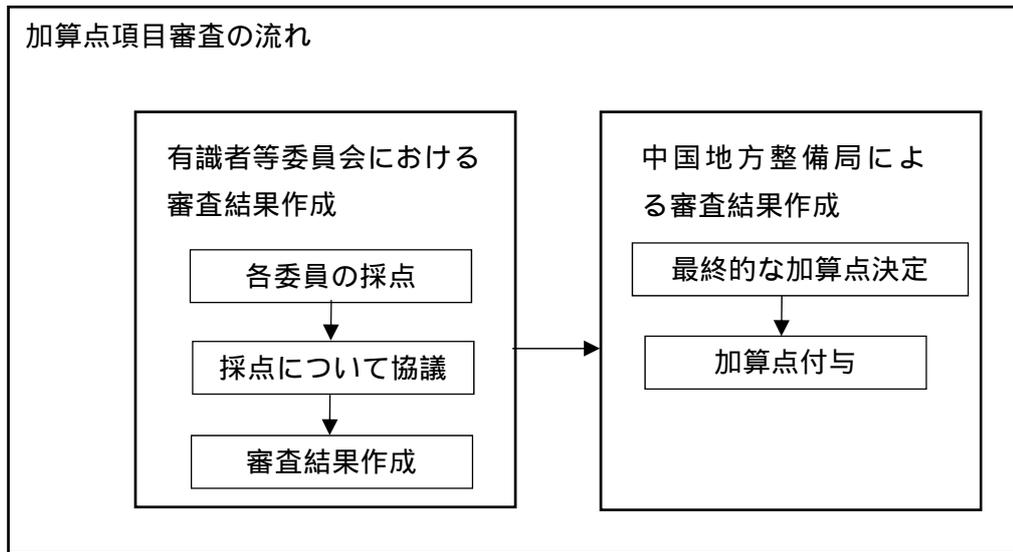
#### 1) 有識者等委員会における採点・審査結果案作成

有識者等委員会において、3 事業提案の審査方法（3）に示す加算項目の内容について優れた提案がされているかを、各委員が審査し、評価基準に基づいて各提案の採点を行う。有識者等委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、審査結果案を作成

し、中国地方整備局に提出する。なお、有識者等委員会は、民間事業者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する。

## 2) 中国地方整備局による審査結果の決定・加算点付与

中国地方整備局は、審査結果案をもとに、加算点を決定し、上記 必須項目審査により付与された基礎点に加算点を付与する。



## (2) 開札

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

## (3) 総合評価

### 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者それぞれについて、(1)の事業提案審査による提案の得点及び(2)の入札価格をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

### 評価内容の公表

中国地方整備局は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に加算点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

## 2 事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案は、事業者との事業契約書にその内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問への回答も同様とする。

総合評価落札方式においては、事業提案が入札書の一部を構成するため、以下の範囲につ

いて契約上の拘束力を有する。

#### (1) 加算点項目における評価内容

加算点項目は、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加算点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより、得点が付与される。このため加算点項目における評価内容は、中国地方整備局及び落札者が協議により実施方法を明確化し、契約締結時の要求水準とする。

### 3 事業提案の審査方法

#### (1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。図・表あるいはイメージ図等（以下、「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

#### (2) 必須項目審査

必須項目について、事業提案の内容が要求水準を充足しないことがないか否かを、要求水準書等をもとに審査する。なお、提案書類及び図面（様式）、提案において求める記載事項は、「様式集」（入札説明書 添付3）に示す。

事業提案は、中国地方整備局が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。中国地方整備局は、事業提案について、内容が妥当であり、当該提案に従って事業を実施すれば要求水準を充足させることが可能であると判断できる場合に、これを充足するものと判断する。

#### (3) 加算点項目審査

##### 審査の概要

提案内容が要求水準（必須項目）を充足している事業提案のうち、加算点項目について、評価基準に基づき審査を行う。評価基準は加算点項目ごとに設定され、また各加算点項目には配点が付される。加算点項目の概要及び配点は後述3)及び4)に記載する。

##### 評価（採点）方法

加算点項目毎に、各評価基準に基づき、「段階評価」を行う。

1) 評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、要求水準を満たしていれば0点、要求水準を超え、よりよい提案がなされている場合に加算点の付与を行う。

2) 評価ランクについては、A、B、C、D、Eの5段階評価を基本とする。

5段階評価の評価ランク、評価内容及び点数化の方法

評価ランク	評価内容	得点割合
A	特に秀でて優れている	配点×100%
B	秀でて優れている	配点×75%
C	優れている	配点×50%
D	わずかに優れている	配点×25%
E	優れてはいない	配点×0%

「優れている」とは、「業務理解度」「実施手順」「的確性」「項目間の整合性」「実現性」「独創性」等を着目点として評価する。

3) 加算点項目及び配点

加算点項目	配点
1 実施方針及び実施体制	30
2 資金調達及び収支計画	50
3 施設整備計画	220
4 維持管理計画	20
5 調整マネジメント	80
計	400

4) 加算点項目及び評価基準

1 実施方針及び実施体制

評価分類	評価の視点	評価基準	配点
事業実施 方針・体制	事業を実施する上での目標及び重視する点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施を通じた社会的貢献の観点から、事業を取り巻く社会・経済的要請に適切に応えうる提案となっているか。</li> <li>・ 実施体制と契約スキームが整合しており、事業履行の確実性が高い提案となっているか。</li> </ul>	7.5
	事業全体のマネジメント方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な事態を想定した体制が検討されているか。</li> <li>・ 中国地方整備局との円滑で的確な意思疎通が図られるような体制が検討されているか。</li> <li>・ 本事業の内容を踏まえた事業実施が実現できる体制となっているか。</li> </ul>	7.5
リスク 管理・対応	各企業の専門性や実績等に 応じたリスク 分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者及び各構成員・協力企業間のリスク分担に対する考え方が明快であり、考え方に対応した分担内容となっているか。</li> <li>・ 「事業者等が付す保険等」(入札説明書 添付4)に示す内容以上の必要かつ適切な保険が付されており、以下のリスクへの対応が明確で、本事業の安定性向上や中国地方整備局の負担軽減などの効果が見込まれるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 供用開始までの第三者賠償に関するリスク</li> <li>- 施設整備期間中の物価変動に関するリスク</li> <li>- 維持管理間中の物価変動リスクを除く費用増加等に関するリスク</li> <li>- 維持管理期間中の第三者賠償に関するリスク</li> <li>- 帰責者が特定できないリスク</li> </ul> </li> <li>・ 中国地方整備局が負担する増加費用を抑制する方策が提案されているか。</li> </ul>	15
			30

## 2 資金調達及び収支計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点	
資金調達 計画	資金調達・償還計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の内容を十分に考慮し、事業の安定性確保のための十分な資本金額が設定されているか。</li> <li>・ 提案された出資額が確実に調達できるか。</li> <li>・ 事業の内容や支払等の条件に対応した、より明確な資金調達条件・債務償還の条件が示されている。</li> </ul>	10	50
	予備的資金の確保、資金不足時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設整備期間中の金利支払い及び金利変動リスクに対して対策が講じられているか。</li> <li>・ 不測の事態に対応するために実効性の高い資金手当が見込まれているか。</li> </ul>	10	
財務・資金管理	事業内容に応じた財務・資金管理手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の安定的継続性が見込まれる財務・資金管理手法が講じられているか。</li> <li>・ 多様な事態を予測した財務・資金管理手法が手当てされているか。</li> </ul>	15	
	事業安定性確保のための財務上のモニタリング方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務面での自己監視を徹底する体制・手法が提案されており、事業の継続に向けてより適切で効果的なモニタリング手法となっているか。</li> <li>・ 発注者等の財務モニタリングが簡便かつ効果的に実施できるような協力方法の提案があるか。</li> </ul>	15	

### 3 施設整備計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点	
施工計画	工期短縮のための具体的な方策	・ 工事による交通及び周辺住民や地域等への影響を最小限に抑えるため、具体的な工期短縮の方策が提案されているか。	50	220
	工事における安全性についての方策	・ 施工時の適切な安全対策の提案がなされているか。 ・ 品質確保と施工体制に関する提案が優れたものとなっているとともに、これらを確認できる実績及び根拠等の資料が示されているか。 ・ 車道及び歩道の交通規制において、安全で効率的な配慮がなされているか。	50	
	その他の有益な工夫	・ その他新技術・新工法の活用等の有益な施工計画に関する提案がなされているか。	20	
地域や環境への配慮	周辺地域への配慮方針・方策	・ 近隣建物関係者、周辺居住者、周辺都市基盤等の周辺環境への施工上の配慮がされているか。 ・ 支障物件等の移設について、周辺の生活環境等に配慮がされているか。	25	220
	施工にあたっての環境への配慮	・ 支障物件等の移設等において、建設副産物の発生抑制や再資源化などに配慮がされているか。 ・ エコマテリアルの採用について、配慮がされているか。	25	
周辺地域との調和、まちづくりへの貢献	良好な歩行者空間の形成	・ 良好な歩行者空間を形成するため、周辺地域・環境に配慮した提案がなされているか。	15	220
	良好な都市景観、街並み形成への配慮	・ 良好な景観や街並み形成に配慮した提案がなされているか。	20	
	入線業者への配慮	・ 配管の形状や地上機器の設置位置など入線業者に対して、メンテナンス作業等が容易にできる計画となっているか。	15	

#### 4 維持管理計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点	
点検・補修業務	維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検及び補修についての方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に点検を行い、破損、劣化、変形等の不具合箇所に補修を行うことにより、所要の性能を維持できる計画となっているか。</li> <li>・ 非常時・災害時における配慮が優れているか。</li> <li>・ 著しい損傷に対する応急措置が検討されているか。</li> </ul>	20	20

## 5 調整マネジメント

評価分類	評価の視点	評価基準	配点	
設計段階	事業説明、地元・関係者機関調整等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民及び地権者に対して適切に事業内容を周知するための事業説明会等に関する具体的な方策が提案されているか。</li> </ul>	10	80
	支障物件等調査及び移転協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電線類（架線・電柱）、信号機・標識、消火栓、情報BOX、NTT本管、上水道管、下水道管等、支障物件等の調査に関する具体的な方策が提案されているか。</li> <li>・支障物件の抽出と移転について事業者との円滑で的確な協議が図られるような体制が提案されているか。</li> </ul>	10	
	家屋調査、地下水（井戸水）調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民及び地権者を対象とした家屋調査及び地下水（井戸水）調査等を実施し、工事の同意を得るための適切な方策が提案されているか。</li> <li>・井戸水調査では使用量・水位について調査に関する具体的な方策が提案されているか。</li> </ul>	5	
	入線業者との電線共同溝及び引き込み連携管の協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電線共同溝及び引き込み連携管について入線業者との円滑で的確な協議が図られるような体制が提案されているか。</li> </ul>	5	
工事段階	工事期間における規制箇所等調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者及び所轄警察署等関係機関との調整が図られる提案がなされているか。</li> </ul>	15	
	隣接家屋・店舗等との出入口調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接家屋・店舗等との出入口に関して、相手方との調整が適切に図られる提案がなされているか。</li> </ul>	15	
維持管理段階	維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等の係わる調整、管路利用の管理に際しての協議・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入線業者との抜柱・入線に係る調整が適切に図られる提案がなされているか。</li> </ul>	20	

## 第6 総合評価の概要

入札価格及び提案内容の得点（基礎点 + 加算点）に基づき、以下の計算式で評価値を算定して提案書の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

### （1） 総合評価の計算式

$$\text{評価値} = \frac{\text{提案内容の得点}}{\text{入札価格}}$$

### （2） 総合評価の模式図

